瑞宝小綬章を授ける
池側　啓和　井西　勲　川並　光昭
金澤美津雄　齋藤　惠　太田　八郎
中島　茂喜　夏間　純男　齋藤　徳治
山田　邦彦　横道　寛久　三藤　一章
瑞宝双光章を授ける（各通）
（警視庁警部補）
海老沢良造
（静岡県警部補）
野里　尚正　鈴木　豊
山本　勤　山口　昭　吉田　勲
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月五日）
後藤　進　簀戸　國勝　田頭大東亜
原田　侃　松田　芳則　谷田部壽雄
山口　勝之
瑞宝双光章を授ける（各通）
（石岡市消防司令）
小松崎善博
（秋田県大曲仙北広域市町村圏組合消防司令）
藤原　敏弘
山崎　繁
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月六日）
佐藤　保
瑞宝小綬章を授ける
塩田　博　林　一豊
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上1月八日）
市岡　沿男
瑞宝単光章を授ける（1月九日）
渡邉　弘
瑞宝双光章を授ける（1月十1日）

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十六年二月十日

金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第二十七条第1項第三号に掲げる事項の変更

平成26年1月21日付で、日本貸金業協会への加入を承認した業者

登録番号	商号、名称又は氏名
近畿財務局長(1)第00814号	株式会社ペルソナ
東京都知事(1)第31506号	株式会社ユニオンアセット
東京都知事(1)第31508号	一般社団法人マイウエイ基金
新潟県知事(1)第01531号	株式会社東都ビル
沖縄県知事(1)第04215号	ＦＡＭ

平成26年1月21日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（退会）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(2)第31062号	株式会社オリエンタルパートナーズ
東京都知事(1)第31405号	株式会社みなと
沖縄県知事(1)第04199号	株式会社菱和地所

平成26年1月21日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（廃業）

登録番号	商号、名称又は氏名
神奈川県知事(6)第03848号	株式会社アトモス
北海道知事(2)胆第00442号	株式会社ＮＣもろらん
宮城県知事(2)第02272号	後藤　浩二

平成26年1月21日付で、日本貸金業協会の退会を承認した業者（不更新）

登録番号	商号、名称又は氏名
東京都知事(10)第00141号	中央実業株式会社

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十六年二月十日

関東経済産業局長　安藤　久佳

一　件名　静岡瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十六年三月三日　午後二時から

三　場所　袋井商工会議所　第一・第二研修室（静岡県袋井市新屋一丁目二番地の一）

四　事案の要旨

1　一般ガス供給約款の変更（供給区域の減少）

2　詳細は、関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）及び静岡瓦斯株式会社（静岡県静岡市駿河区八幡一丁目五番三十八号）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した関東経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「静岡瓦斯株式会社関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十六年二月十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう提出すること。

なお、意見陳述の届出が多数の場合は、関東経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、郵便往復はがき（住所、氏名及び「静岡瓦斯株式会社関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十六年二月十七日までに関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課（郵便番号三三〇―九七一五　埼玉県さいたま市中央区新都心一番地一　さいたま新都心合同庁舎一号館）に到達するよう申し込むこと。

なお、傍聴申込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

様式

意見陳述届出書

関東経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

静岡瓦斯株式会社申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。